

大阪府指定出資法人評価等審議会（第12回）

- と き 令和7年1月30日（木曜日）16:00～17:00
- と ころ Web 開催
- 出席者 新井 康平（大阪公立大学大学院 経営学研究科 准教授）
新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
小沢 貴史（大阪公立大学大学院 経営学研究科 教授）
西川 和予（株式会社勁草パートナー 中小企業診断士）
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
米村 紀美（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 マネージャー）
- 議 事 大阪府指定出資法人評価等審議会の運営等について
- 報 告 令和7年度の経営評価制度について

（議事）大阪府指定出資法人評価等審議会の運営等について

【審議会会長の選任】

委員からの推薦を受け、小沢委員を審議会会長として選任

【職務代理者の指名】

小沢会長より、会長の職務代理者として新井委員を指名

【会議の公開、非公開の取扱いについて】

- ①事務局から会議の公開、非公開の取扱いについて説明の上、留保付き公開の承認を得る
- ②今後審議を予定している「法人役員の公募手続以外での選任に関する審議」について
非公開の承認を得る

①について

委 員：本審議会については、原則公開とのことだが、これまでもそうだったのか。また、会議の公開、非公開の取扱いについては、「大阪府情報公開条例」第8条（公開しないことができる行政文書）及び第9条（公開してはならない行政文書）の規定に基づいて決定するという理解でよいか。

事務局：資料2の「会議の公開に関する指針」に基づき、本審議会はこれまでも原則公開で実施しており、報道提供にて府民等にも事前周知の上、傍聴席を設けている。また、議事録等についても府HPにて公開している。会議の公開、非公開の取扱いについては、その通り。

②について

委 員：資料3の指定出資法人の役員の選任（公募手続以外）についての1ページ目、「※府OB等」の記載に「（離職後10年を経過し、又は年齢が70年を超える者を除く。）」とあるが、この定義はいつ追加されたのか。また、本定義によって、例えば69歳まで府職員であったものが70歳で指定出資法人の役員になった場合、役員報酬基準の適用外になると思うが、そういった対象者が出る可能性はないのか。

事務局：ご指摘の定義については、職員の再就職等の規制について、より一層効率的な運用を図る観点から、令和6年3月に大阪府職員基本条例を改正し、同年4月から規制期間を設定したも

の。また、職員の年齢は再任用制度も含めて 65 歳までであり、ご質問にあるような対象者は発生しない。

委員：承知した。本定義は役員報酬基準においても大きく関わってくる点かと思う。今回の条例改正等、本審議会にも大きく関係してくる内容は今後、情報提供いただきたい。

事務局：承知した。

（報告）令和 7 年度の経営評価制度について

参考資料 3～5 に基づき、事務局から説明

委員：CS 調査の「C」とは、法人にとっての「顧客」か、広く「府民全体」か、どちらの意味を指しているのか。資料の記載についても、統一されたらどうか。

事務局：法人にとっての「顧客」としての意味である。資料については対応させていただく。